

陸前高田市景観計画（素案）の概要

高田松原津波復興祈念公園の整備を契機に、陸前高田市景観計画を策定します

陸前高田市は、美しい海、山、川に恵まれ、歴史や文化が共存した美しいまちでした。しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、甚大な被害を受けその景観は一変してしまいました。

市では、震災の被害を乗り越え、よりよいまちへの復興を目指し、平成23年12月に「陸前高田市震災復興計画」を策定し、市民と行政が力を合わせ復興まちづくりを進めてきました。

高田松原津波復興祈念公園の整備が始まっていますが、これは、東日本大震災で犠牲になられた方々を追悼・鎮魂し、震災の事実と教訓を後世に伝承する重要な施設です。国内外から多くの方々が訪れることにより交流人口の増加が期待されています。

陸前高田市は、高田松原津波復興祈念公園の整備を契機に、「陸前高田市景観計画」を策定し、より良好な景観の形成と保全を目指します。



平成30年3月

ノーマライゼーションという言葉のいないまち

陸前高田市

第1 陸前高田市景観計画の基本的事項

1 陸前高田市の景観の特徴

陸前高田市は、総面積が231.94km²、岩手県の南東端に位置し、県内でも特に温暖な地域です。豊かな海、山、川に恵まれ、さらに歴史、文化が織りなす特色ある景観が広がっています。復興におけるまちづくりも、陸前高田市ならではの景観を生かし、良好な景観の形成と保全に取り組んでいく必要があります。

2 景観形成の基本方針

景観は、市、事業者及び市民が共有すべき景観形成の基本方針を以下のとおりとし、この方針に沿った景観形成を進めていきます。

1 自然との共生

陸前高田の豊かで美しい海、山、川によって形成された自然との共生を感じることのできる良好な景観の形成を目指します。

2 やさしさが感じられる、活力と潤いのあるいきいきとした生活環境

「ノーマライゼーションという言葉のいないまち」としてのやさしさが感じられ、また、日常生活の中の身近な環境を、活力と潤いのあるいきいきとしたものとして感じることのできる景観の形成を目指します。

3 歴史と文化の継承と復興の象徴

地域の歴史と文化が、今に引き継がれている姿を感じることができ、また、復興祈念公園と併せて復興を象徴する景観の形成を目指します。

3 岩手県景観計画と陸前高田市景観計画の比較

【岩手県景観計画】				【陸前高田市景観計画】				
地域区分		届出対象行為		地域区分		届出対象行為		
		建築物	工作物			建築物	工作物	屋外広告物
一般地域	自然 景観地区			重点 景観 地域	復興祈念公園周辺地区			
	農山漁村 景観地区				今泉中心地区	重点的に景観形成に取り 組んでいく地区。屋外広 告物も届出対象に		
	市街地 景観地区				幹線道路沿道地区			
				一般 景観 地域	自然景観地区			
					農山漁村景観地区	岩手県景観計 画を準用		
					市街地景観地区			

第2 景観計画の区域の設定

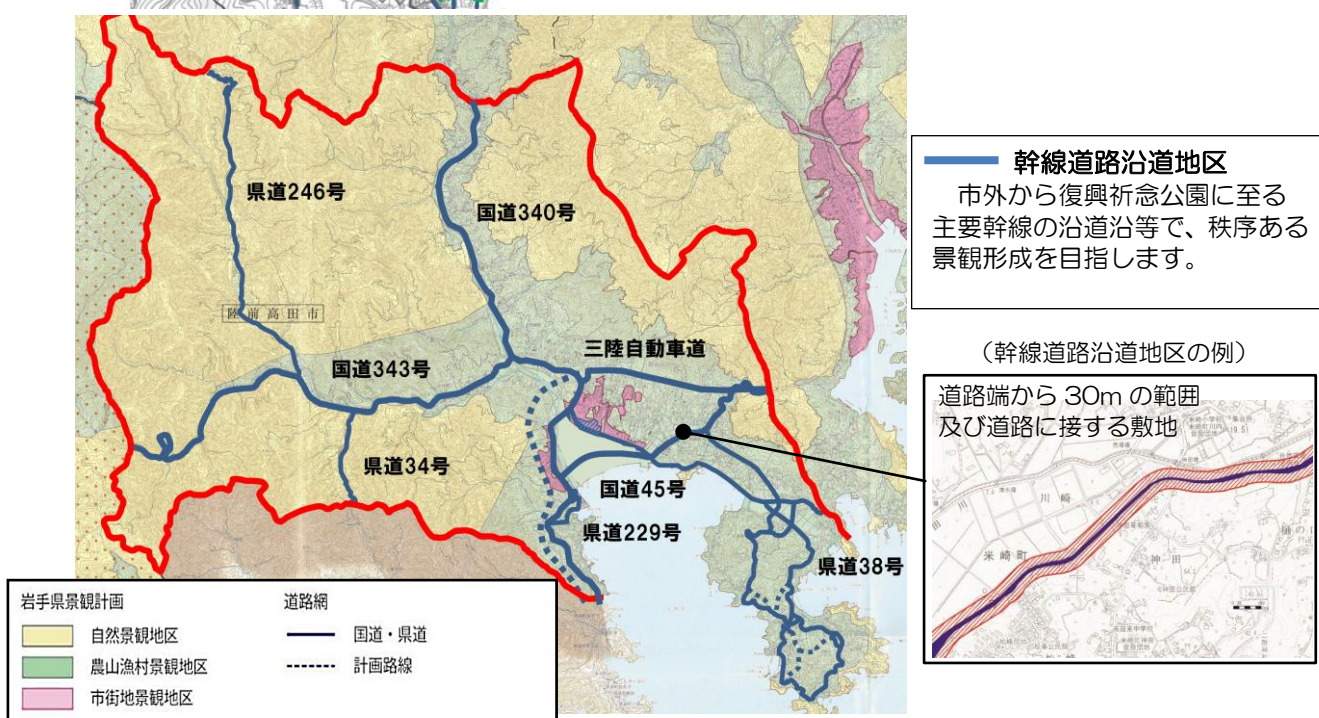
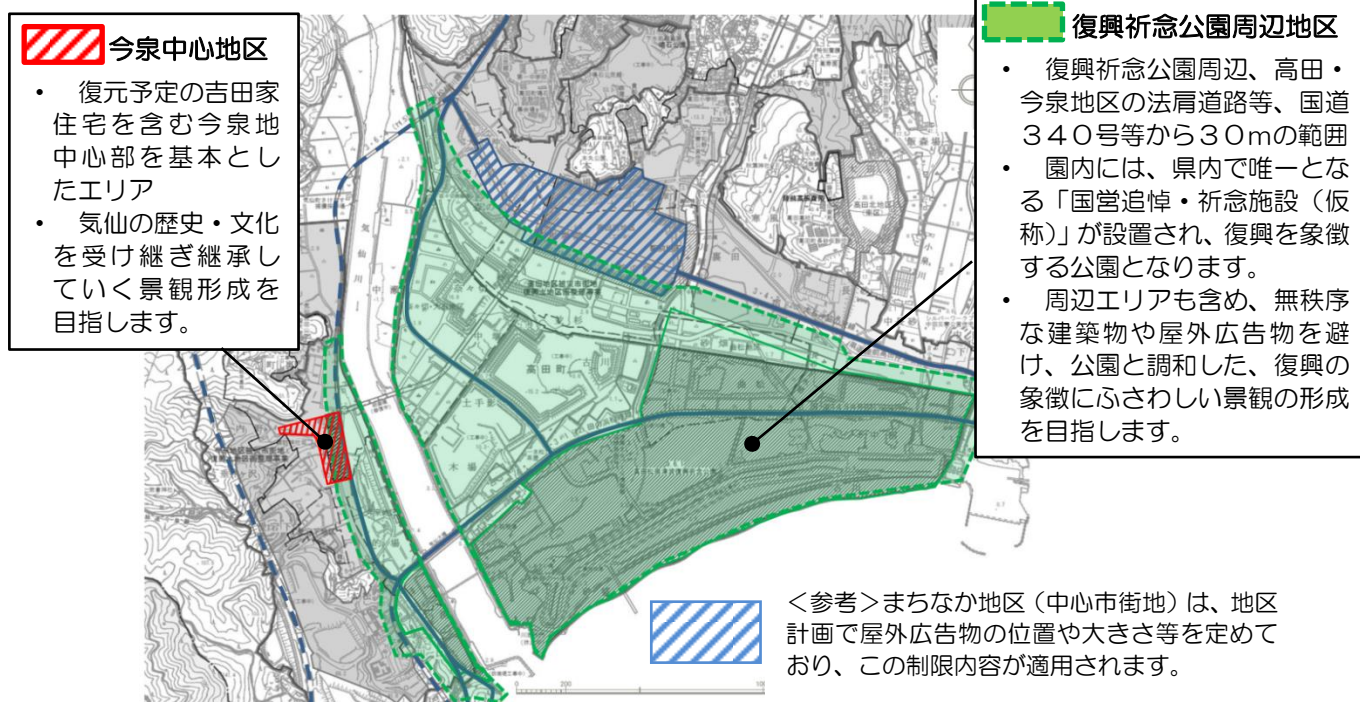
陸前高田市全域を景観計画区域とし、その中について、重点的に景観形成に取り組む地域を**重点景観地域**とし、それ以外の地域は**一般景観地域**に区分します。

＜重点景観地域＞

地域特性に応じて「復興祈念公園周辺地区」「今泉中心地区」「幹線道路沿道地区」の3つの地区に区分し、市独自の基準を定め景観形成を進めます。

＜一般景観地域＞

自然景観地区・農山漁村景観地区・市街地景観地区の3つに区分し、岩手県景観計画の基準を準用します。



第3 建築等の行為の届出基準・景観形成基準の概要

- ・ 本計画区域内の一定規模以上の建築物の建築等の行為について、届出対象となる行為の届出と完了報告を義務付けています。
 - ・ 届出対象行為には、それぞれの行為ごとに良好な景観形成のための行為の制限（「景観形成基準」といいます。）を定めており、届出があったものについては、景観形成基準に基づき審査し、必要に応じて市が指導・勧告等を行います。
 - ・ 円滑な届出手続きができるよう、技術的な助言や事前協議の仕組みを設けます。
- ※ 景観形成基準の詳細な内容は、陸前高田市景観計画をご確認ください。

1 景観計画の届出対象行為と届出規模の概要

行為の種類		届出規模	
		重点景観地域	一般景観地域
建築物	新築	延床面積が10㎡を超えるもの	高さ13m、軒高9m、延床面積1,000㎡のいずれかをを超えるもの
	増築	床面積が10㎡または延床面積の2割を超えるもの	床面積が200㎡または延床面積の2割を超えるもの
	建築物利用 広告物	新築、増築 単面の表示面積が2㎡を超えるもの	—
工作物	新築	工作物の類型ごとに規定（高さ5mまたは築造面積10㎡を超えるもの等）	工作物の類型ごとに規定（高さ13mまたは築造面積1,000㎡を超えるもの等）
	増築	—	当該行為に係る築造面積が200㎡または増築前の築造面積の2割を超えるもの等
	建植広告物	新築、増築 単面の表示面積が2㎡を超えるもの	—

2 重点景観地域における景観形成基準の概要【建築物】

行為の種類		復興祈念公園周辺地区	今泉中心地区	幹線道路沿道地区
外壁・屋根	周辺との調和	復興祈念公園と調和させる	周辺のまちなみや緑と調和させる	周辺の建築物や緑と調和させる
	屋根形状	—	和風の屋根形状とする	—
	色彩	表1の範囲の色を用いる		表2の範囲の色を用いる
建築物利用 広告物	自家用・公共目的	規模	各壁面につき10㎡以下かつ当該壁面の面積の5分の1以下	
	案内誘導	規模	単面5㎡以下	単面7㎡以下
	自家用・公共目的・案内誘導	位置	屋上広告物の禁止	
			そで看板(突出広告物)は、以下の位置とする ・ 上端：高さは建築物より低い位置 ・ 下端：地表から2.5m以上 ・ 建築物の壁面からの突出幅：1.5m以下	
	その他	色彩	表3の範囲の色を用いる	表4の範囲の色を用いる
建築物の高さの最高限度		地盤面から最上部までの高さ13m以下		地盤面から最上部までの高さ15m以下
壁面の位置の制限		道路等に接する壁面位置はできる限り後退し、ゆとりある空間を創出	今泉地区の歴史を踏まえ、壁面を揃える等まちなみの連続性に配慮	道路等に面する壁面の位置を揃える

3 重点景観地域における景観形成基準の概要【工作物】

行為の種類				復興祈念公園周辺地区 今泉中心地区	幹線道路沿道地区
形態意匠の制限	建植 広告物	自家用・公共目的・案内誘導	規模	単面 5㎡以下	単面 7㎡以下
			色彩	表3の範囲の色を用いる	表4の範囲の色を用いる
		その他		設置不可	
	自動販売機		色彩	外観は、5Y7.5/1.5（マンセル表色系）とする （ただし、周辺施設と色彩を調和させる場合や修景を行う場合等はこの限りでない）	
	工作物（上記以外）		色彩	表5の範囲の色を用いる	
高さの最高限度	建植広告物			5m以下	自然景観地区：3m以下 農山漁村景観地区：7.5m以下 市街地景観地区：7.5m以下
	工作物（上記以外）			地盤面から最上部までの高さ 13m以下	地盤面から最上部までの高さ 15m以下

表1 復興祈念公園周辺地区及び今泉中心地区における外壁・屋根の色彩の使用範囲

適用部位	色相	明度	彩度
外壁	R、YR、Y	8以上	2以下
		4以上8未満	4以下
	N	4以上	—
屋根	R、YR、Y、GY	6以下	2以下
	N	6以下	—

表2 幹線道路沿道地区における外壁・屋根の色彩の使用範囲

適用部位	色相	明度	彩度
外壁	R、YR、Y	8以上	3以下
		2以上8未満	6以下
	N	2以上	—
屋根	R、YR、Y、GY	7以下	4以下
	N	7以下	—

表3 復興祈念公園周辺地区及び今泉中心地区における屋外広告物の色彩の使用範囲

色相	彩度
R、YR、Y	8以下
上記以外	6以下

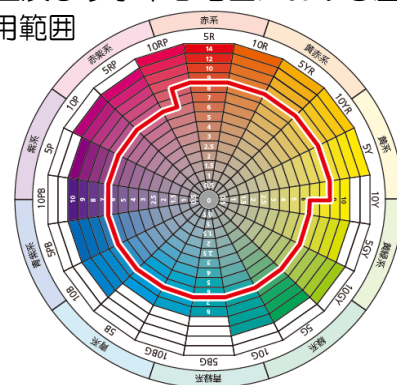


表4 幹線道路沿道地区における屋外広告物の色彩の使用範囲

色相	彩度
R、YR、Y	10以下
上記以外	8以下

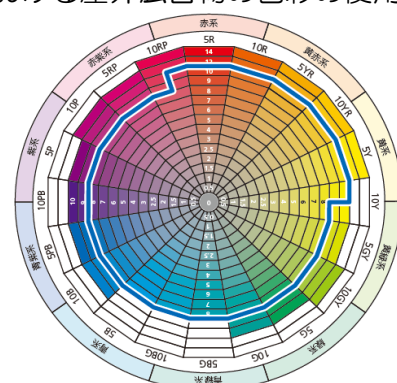
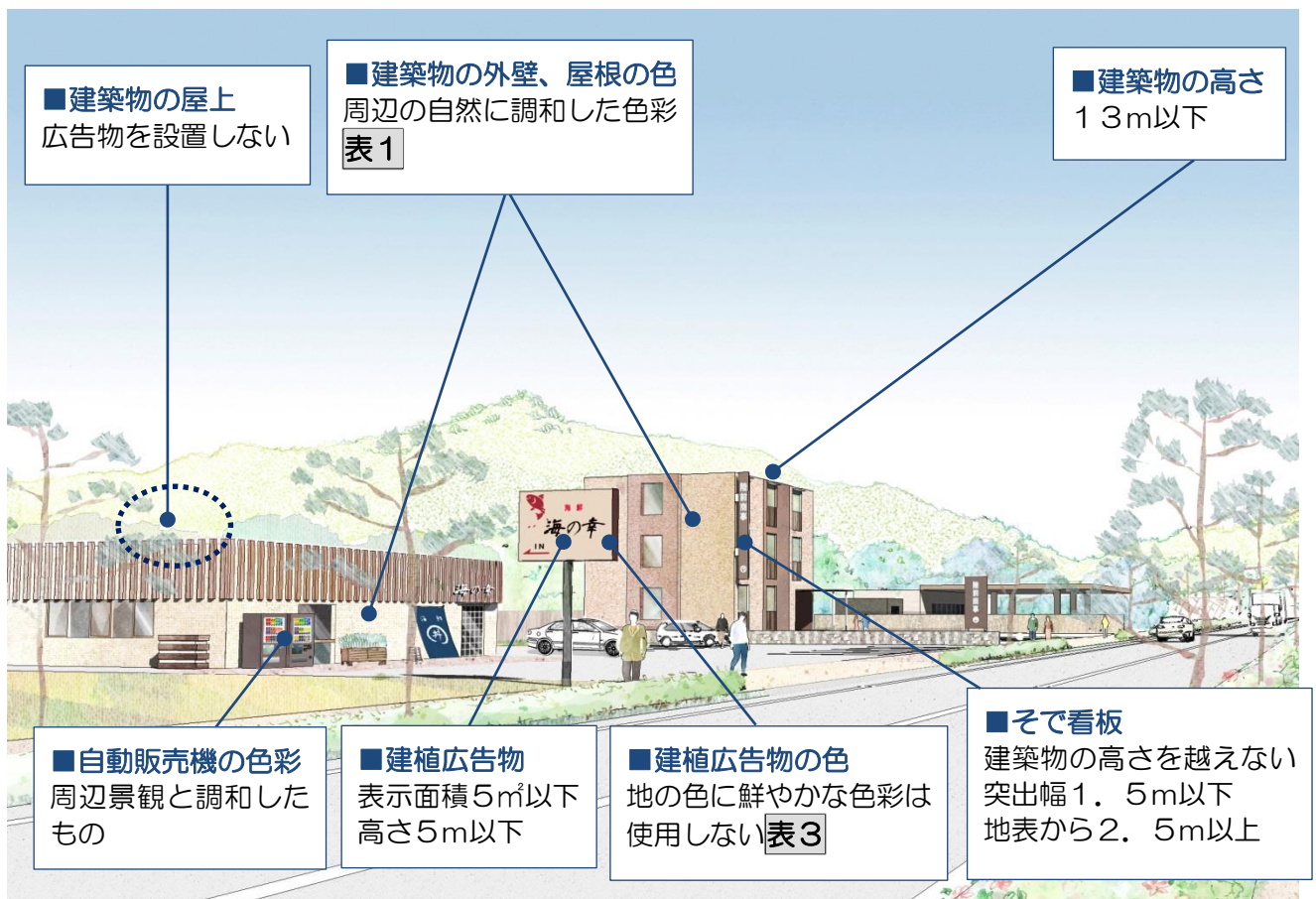


表5 重点景観地域における工作物の色彩の使用範囲

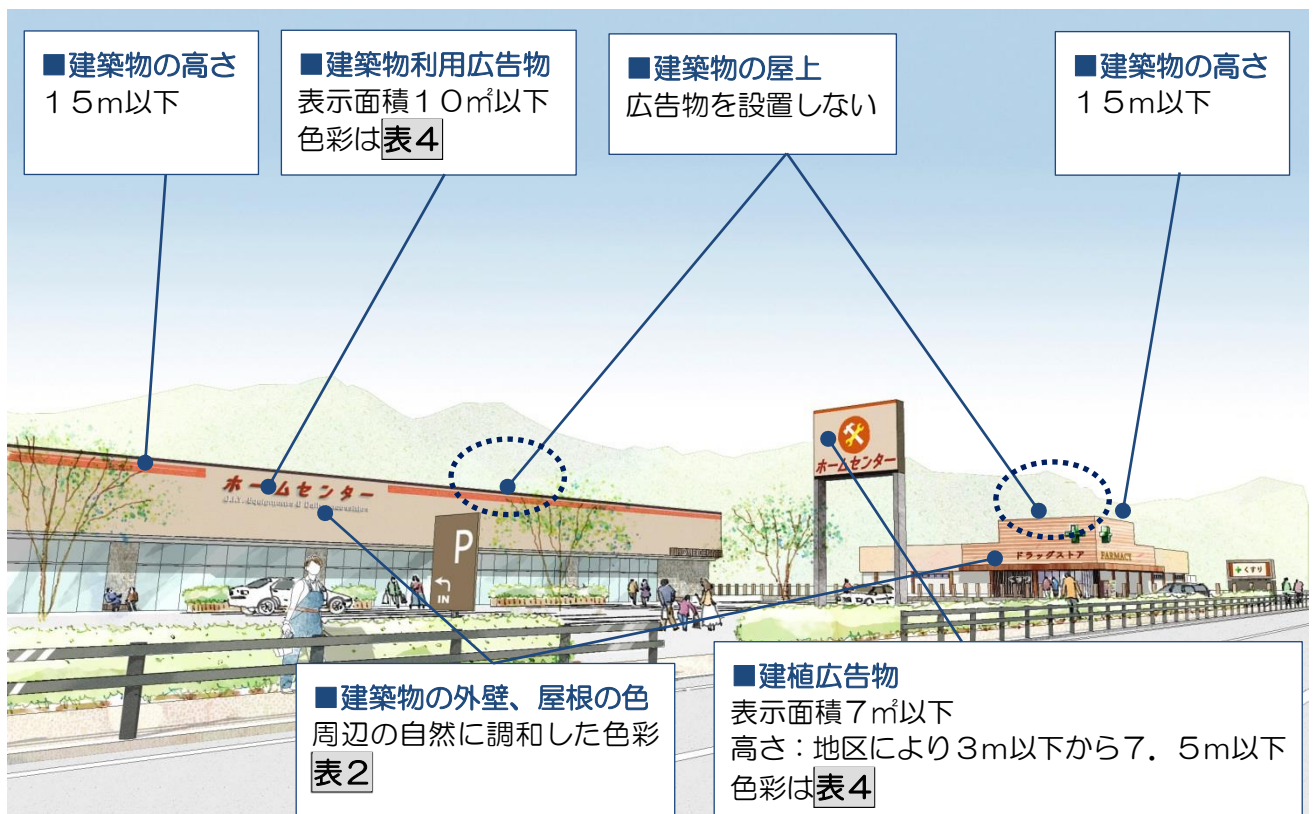
色相	明度	彩度
R、YR、Y	8以上	2以下
	2以上8未満	2以下
上記以外	2以上	2以下
N	2以上	—

4 重点景観地域における景観形成基準の運用イメージ

(1) 復興祈念公園周辺地区の例

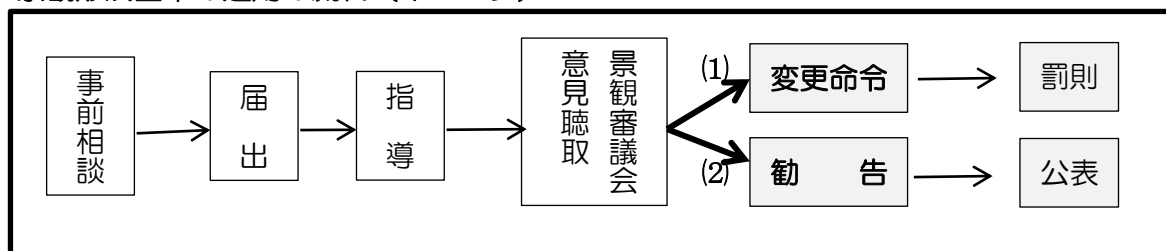


(2) 幹線道路沿道地区の例



第4 景観形成基準の運用方法等

景観形成基準の運用の流れ（イメージ）



1 事前協議について

良好な景観の形成を円滑に進めるために、届出対象となる規模かどうかにかかわらず、建築物等の計画段階で市にご相談いただくようお願いします。市では、専門家等の意見も伺いながら助言等を行います。

2 届出対象となる規模の行為について

建築物の建築等の行為の届出は行為の着手30日前までにお願いします。市は届出があった行為の内容が景観形成基準に適合しているか審査を行い、景観形成基準に合致していないと認められた場合、次の方法で指導等を行います。

(1) 建築物及び工作物の形態意匠（特定届出対象行為）に関する基準について

ア 景観形成基準に適合するよう、指導を行います。

イ 指導に従わない場合、陸前高田市景観審議会の意見を聴いた上で、変更等の必要な措置をとることを、景観法（以下「法」といいます。）第17条第1項に基づき命令します。命令の前に、法第16条第3項に基づき勧告することがあります。

ウ この命令に違反した場合、法第101条の規定により罰則が適用されます。（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）

(2) 建築物及び工作物の形態意匠に関するもの以外の基準について

ア 景観形成基準に適合するよう、指導を行います。

イ 指導に従わない場合、陸前高田市景観審議会の意見を聴いた上で、景観形成基準に適合させるため、必要な措置をとることを法第16条第3項に基づき勧告します。

ウ 勧告を受けた行為者が、その勧告に従わない場合、氏名及び勧告の内容を公表します。

(3) 行為の完了報告

当該の届出に係る行為が完了したときは、遅滞なく届け出てください。

3 届出対象とならない規模の行為について

届出対象行為に満たない規模の行為についても、市に事前相談をするようにしてください。事業者が自主的に同基準への適合確認をしていただくことで、良好な景観の形成を推進します。

第5 今後のスケジュールについて（予定）

平成30年度

- ・ 4月 景観行政団体への移行、陸前高田市景観条例施行
陸前高田市景観審議会
- ・ 4月6日（金）～4月20日（金）
陸前高田市景観計画（素案）に関するパブリックコメントの実施
- ・ 5月 陸前高田市景観審議会、陸前高田市都市計画審議会
- ・ 6月 陸前高田市景観計画の施行、運用開始



復興祈念公園のイメージ

問合せ先：陸前高田市建設部都市計画課

住 所：〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石 42-5

電 話：0192-54-2111(代表) FAX：0192-54-3888

メール：tosikei@city.rikuzentakata.iwate.jp